

化製場等の設置許可 審査基準

【事務の根拠等】

化製場等に関する法律（以下「法」という。）

第三条

化製場又は死亡獣畜取扱場を設けようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

第八条 第二条第一項及び第三条から前条までの規定は、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物の製造及びその製造の施設並びに獣畜、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を化製場又はこれに類する施設に供給するためにするこれらの物の貯蔵及びその貯蔵の施設に準用する。

化製場等の構造設備の基準等に関する条例（以下「条例」という。） 第三条

化製場等を設けようとする者は、東京都規則で定める事項を記載した申請書を提出し、知事の許可を受けなければならない。

【申請事項、申請書様式等】

化製場等の構造設備の基準等に関する条例施行規則（以下「規則」という。） 第二条

条例第三条の規定により、化製場等の設置の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記第一号様式による設置許可申請書に、化製場等の構造設備及び周辺の区域の状況を明らかにした図面並びに登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写し(法人に限る。)を添付して、その化製場等の所在地を管轄する保健所長を経由して知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所及び氏名(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の住所及び氏名)
 - 二 化製場等の所在地
 - 三 化製場等の種類
 - 四 死亡獣畜取扱場にあつては、死亡獣畜の解体、埋却又は焼却のいずれを行うものであるかの区別
 - 五 次に掲げる施設の構造設備又は埋却を行う死亡獣畜取扱場の区域の概要
- イ 原料貯蔵室、化製室(法第八条)

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
申請者
氏 名

年 月 日生

〔法人にあつては、その名称、主たる事務
所の所在地並びに代表者の住所及び氏名〕

化製場等設置許可申請書

下記のとおり、設置の許可を受けたいので、化製場等の構造設備の基準等に関する条例第3条の規定により申請します。

記

- 1 化製場等の所在地
 - 2 化製場等の種類
 - 3 死亡獣畜取扱場にあつては、死亡獣畜の解体、埋却又は焼却の区別
 - 4 次に掲げる施設の構造設備又は区域の概要
 - (1) 原料貯蔵室、化製室(化製場等に関する法律(以下「法」という。)第8条に規定する施設にあつては、製造室)及び解体室
 - (2) 排気設備、汚物処理設備及び焼却設備
 - (3) 埋却を行う死亡獣畜取扱場の区域
 - 5 化製場及び法第8条に規定する施設にあつては、取扱原料及び製品の種目並びに処理方法
 - 6 法第4条各号に掲げる場所に関する事項
- 添付書類
- (1) 法人にあつては、登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写し
 - (2) 施設の構造設備の図面
 - (3) 周辺300メートル以内の見取図

(日本産業規格A列4番)